

第16回子どもの権利条例策定検討会議の結果（概要）

1. 開催日時等

令和6年6月28日（金）午前10時00分～午後4時37分／第2会議室

2. 会議結果

【協議事項1】 素案の作成に向けた協議等

(1) 各種団体との意見交換の結果を踏まえて、どのように条例に反映していくべきかなど、素案の「たたき台」の見直しに係る協議を行った結果、次のとおりとなった。

- ・ 前文については、「たたき台」の見直しを一通り終えた段階で別途協議。
- ・ 第2条第2号「市民」の定義の中に、市民活動団体（個人も含む）が含まれているため、あえて「市民活動団体」という文言は記載しない。

なお、同定義中、「事業所」を「事務所」に修正。

- ・ 第2条第4号「育ち学ぶ施設」の定義の中に、当該施設に従事する職員は含めない。
- ・ 第3条に規定の「特に大切なものとして保障されなければならない権利」について、次の10個に整理。

- ① 差別されない権利
- ② こどもにもっともよいことを考えてもらう権利
- ③ 幸せに育ち・生きる権利
- ④ 意見を表明し、尊重される権利
- ⑤ あらゆる暴力から守られる権利
- ⑥ プライバシーが守られる権利
- ⑦ 医療を受けられる権利
- ⑧ 衣食住が確保できる権利
- ⑨ 教育を受ける権利
- ⑩ 休み、遊ぶ権利

- ・ 第5条第4項中、「こどもの権利」のあとに「とその守り方」を追加し、「こどもがこどもの権利とその守り方を学ぶ機会を保証します。」に変更。
- ・ 第7条第2項中、「地域で見守り、」のあとに「こどもの地域参加を受け入れ、」を追加し、「市民は、こどもが健やかに育つことができるよう、地域で見守り、こどもの地域参加を受け入れ、支援するように努めます。」に変更。
- ・ 第10条第2号中、「行う働きやすい環境の整備」を「必要な整備」に修正し、「こどもの権利を保障するために必要な整備」に変更。これに伴い第3号は削除。
- ・ 第11条の条のタイトルを「市民活動団体への支援」から「市民による活動への支援」に変更。
- ・ 第4章までの条項において、上記以外は、特に変更なし。

3. その他

今回は、令和6年7月3日（水）に午後1時から開催の桑名市議会議員研修会終了後に開催し、引き続き、各種団体との意見交換の結果を踏まえて、素案の「たたき台」の見直しに係る協議を行う。

なお、7月2日（火）は、予定通り、執行部へのヒアリングを行う。